

令和 7 年度行政書士制度広報月間実施基本要綱

1. 期 間 (1) 準備期間：令和 7 年 9 月 1 日（月）から 9 月 30 日（火）まで
(2) 実施期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）から 10 月 31 日（金）まで
2. 推進団体 日本行政書士会連合会
3. 実施団体 日本行政書士会連合会・各都道府県行政書士会
4. 後 援 総務省・各都道府県（申請予定）
5. 目 的
 - (1) 行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することにより、国民の理解と信頼を得ることを通じて行政書士制度の更なる普及・浸透を図る。
 - (2) 行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識の高揚を図る。
6. 具体的計画の策定
 - (1) 本月間用の資料及びポスター等の効果的活用を図るとともに、行政書士電話相談、街頭無料相談の開設等により、直接国民に働きかける広報活動を展開する。
 - (2) 官公署と住民との橋渡し役としての適正な役割を果たすため、関係官公署に対し窓口における理解と協力を求める。
 - (3) 友誼団体並びに関係団体との友好関係を保持増進し、行政書士制度への理解を求める。
7. 報 告
各都道府県行政書士会は、今後の制度発展の参考に資するため、行政書士制度広報月間実施結果報告書を日本行政書士会連合会に提出する。